

■参予算委員会 平成 27 年 3 月 20 日

○小西洋之君 安倍総理は、閣議決定だけで憲法解釈を変えるのは立憲主義の否定ではないかという質問に対して、いやいや、七月一日以前に七十名の国会議員から質問通告を受けましたというようなことを言っています。そんなものは議院内閣制の内閣に対する国会の監督にはならないんです。我々国会は、例えば法案を審議するときは、法律のイメージなんかでは審議しないんです。法律の条文、一言一句、すなわち、七月一日に安倍総理が強行したこの閣議決定の案文を事前に国会で審議して初めて国会の監督が成り立つんです。だから、私は、これを書いたのは私です、解釈変更の案、この七月一日の閣議決定の案そのものを国会に出して審議しろというふうに決議文で成立をさせたわけでございます。…安倍総理が七月一日に強行した解釈改憲は、議院内閣制を否定し、ひいては、我々国民代表の背後にいらっしゃる、後ろに、我々を選んでくださっている主権者国民を否定するそうした暴挙、蛮行ではないですか。明確に答弁ください。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 当然、附帯決議は尊重させていただいていると思います。

○小西洋之君 どこが尊重しているんですか。事前に憲法解釈の変更の案、この閣議決定そのものについて国会で十分な審議を受けろ、その際には変更の適合性について、解釈の原則への適合性についてちゃんと審査を受けろと書いているのに、全く反対しているじゃないですか。矛盾しているじゃないですか。

もう一回聞きます。議院内閣制をじゅうりんし、国民を無視した、主権者国民を無視し、そして主権者国民のものである日本国憲法をじゅうりんしたと正面から認めたらどうですか。どうぞ。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） じゅうりんもいたしておりません。何回も申し上げておりますように、基本的な閣議決定の方向性については何回も国会で御審議をいただいているわけでございます。

○小西洋之君 委員長に申し上げます。国権の最高機関の委員会として、この附帯決議の違反について、しっかりと委員会で審議を行うこと、そしてその内容について国民にしっかりと説明をすることをお約束、検討いただきたいと思います。

○委員長（岸宏一君） 後刻理事会において協議いたします。

【解説】私の、安倍内閣の附帯決議違反の予算委員会審査要求は、与党多数派によって理事会で棚ざらしにされている（7月31日現在）。

れて、しかも、必ず監督を受けなさいと命令した参議院の附帯決議も無視して解釈改憲を強行した。私は、かつて政府にいたのでよく理解していますが、その趣旨が一見にして明白な国会の附帯決議を内閣が真つ正面から破ったのは、戦後の議会政治でこれが初めての「事件」です。

(3) 集団的自衛権行使及び解釈改憲を禁止した参議院本会議決議違反

さらに、私は、その前の5月28日の参議院本会議において、第一章で紹介した「自衛隊の海外出動たる、自衛隊の海外における武力行使、すなわち、集団的自衛権の行使を明確に禁止」した昭和29年参議院本会議決議の「憲法9条の自衛とは、我が国が不当に侵略された場合に行う正当防衛行為であって、それは我が国土を守るという具体的な場合に限るべきものであり、この憲法の明文が拡張解釈される危険を一掃する」という趣旨説明演説を60年ぶりに参院本会議の演壇で読み上げました。

そして、以下のように憲法解釈の変更案（7.1閣議決定の最終案文）の事前の徹底的な国会審議を求めましたが、安倍内閣はこれも完全に無視をして、閣議決定だけで国会閉会中に解釈改憲を強行したのです。（なお、国是の非核三原則も法律ではなく、衆参の国会決議が根拠となっています。）

■参本会議 平成 26 年 5 月 28 日

○小西洋之君 安倍内閣として、この自衛隊の海外における武力行使、すなわち、集団的自衛権の行使はこれを許さない、そして日本国民と日本の民主主義を守るために、そうした内閣による憲法九条の拡張解釈は断じてこれを許さないという参議院の確固たる本会議決議を前にして、それでもなお安倍内閣の閣議決定だけで憲法九条の解釈改憲を強行することが許されるとお考えですか。そのような蛮行は、国権の最高機関である参議院を否定し、議院内閣制を否定し、さらに、山崎正昭議長以下二百四十二名の全参議院議員と、それらを選出した主権者国民を否定する、断じて許されない行為との認識はございませんか。

……憲法九条の解釈の変更案を、集団的自衛権行使の具体的かつ詳細な政策的必要性とともに、衆参の国会に提出して、その新たな解釈の論理的整合性や、これまでの国会論議との整合性について、憲法審査会や特別委員会などの場を含め、まずは徹底的に数百時間以上の審議を受けるべきではないでしょうか。それが自称闘う政治家である安倍内閣総理大臣の取るべき道であり、何よりも、それが国民のために立憲主義を守る内閣の責務であるとは考

えないのでしょうか。

【解説】このような本会議決議があるにもかかわらず、衆議院での三分の二の再可決をするなら、まさに参議院の否定そのものである。

(4) 7.1 閣議決定及び安倍総理の米国議会演説は内閣法第 1 条違反

そして、その解釈改憲に基づいた安保法制を成立させるために、安倍総理は、今度は、アメリカに行って、米国議会で「夏までに、必ず実現します」などと約束をしてくれている。国民の皆さんを代表する我々立法府を完全に無視して勝手に断言しています。

内閣法第 1 条には、「内閣は、国民主権の理念にのっとり職権を行い、行政権の行使について全国民を代表する議員からなる国会に対し連帯して責任を負う」とはっきり書いてあります。しかも、これは、平成 11 年の内閣法改正で、「内閣の個々の職権の行使についても、これが国民主権の理念にのっとり行われるべきであるという、規範的意味を持たせようとするもの」、「全国民を代表する議員からなる」という文言を新たに付した理由として、主権者である国民の行政に対するコントロールの趣旨をより強調するため」と説明されています（内閣法制局審査資料）。

つまり、安倍総理が、連帯責任を有するのは米国議会ではなく、野党議員も含めた日本の国会なのです。そして、それは、内閣として、主権者である国民に対し国民主権の理念に則った仕事をするためなのです。日本の国会を無視し、国民を無視して、米国と安保法制の成立を約束した安倍総理の行為は、この内閣法第 1 条に丸っきり違反しています。法律違反なのです。

なお、もちろん、解釈改憲の強行の時から、国民主権の理念にも、国会への連帯責任にも則っていない、つまり、7.1 閣議決定は内閣法第 1 条違反であることは明々白々です（憲法違反と同時に法律違反でも無効となります）。

(5) まとめ——国民主権と議会制民主主義を否定するクーデター改憲

つまり、解釈改憲とは、内容だけでなく、手続き的にも、国会を無視し、国民の皆さんを無視して強行したクーデター改憲というべき暴挙なんですね。

このようなものを、このような前例をこのまま許したら、日本の議会政治

は完全に死んでしまうのです。安保法制を阻止し、7.1 閣議決定を破棄させることは、国民の皆さまの憲法 9 条と平和主義を取り戻すことであるとともに、日本の民主主義、議会政治を取り戻す、本当に絶対に負けてはならない闘いなのです。

■参予算委員会 平成 27 年 3 月 20 日

○小西洋之君 安倍総理がやったことは、これはもう法令解釈なんかではないわけでございます。何なんでしょうか。日本の法秩序を根底から覆すクーデターです。機関銃は撃たれていない、戦車は走り回っていない。しかし、日本の最高法規である憲法がその中身から、根底から変わってしまって、絶対許されることのなかった、そして憲法の平和主義とどう考えても矛盾する、義務教育の子供たちにも説明ができない、その集団的自衛権が解禁されているんです。こんなことを許したら、もう我が国は法治国家として成り立たなくなります。憲法九条すらこんなに解釈変更ができるのであれば、憲法のほかの条文、いつでも時の内閣と多数を持つ国会で解釈の変更ができることになります。こんなことを絶対に許してはいけません。

【参考】安倍内閣退陣後の「法の支配再生・確保法」（仮称）等の必要性

私は、安保法制を撤回等させ、安倍内閣を退陣させた後に、国会で「法の支配再生・確保法」（仮称）という法律を制定し、安倍政治の下で蹂躪された法制度を補強し、二度とこうした権力者に法の支配が蹂躪されることがないようにする必要があると考えています。例えば、解釈改憲禁止法の制定（※）、内閣法制局長官の恣意的な任命を阻止する内閣法制局設置法の改正、NHK経営委員任命の適正を確保する放送法改正などです。また、衆参の国会に「安倍政治検証・阻止委員会」（仮称）を常設し、安倍政治の下の議会政治の蹂躪を検証し、安倍内閣の下の国会答弁や質問主意書などを精査し再提出させるとともに、将来の「安倍政治」の再来に際し、議会が党派を超えて迅速かつ効果的にそれに対処し阻止する仕組みを設けるべきであると考えています。

（※実は、6 月 11 日参議院本会議決議の内容「憲法解釈の原則（ルール）に基づく解釈変更案の事前の国会審議の義務付け」は行政権を拘束する法律にすることができます。当時、解釈改憲を阻止するためそうした法案提出を民主党内で根回ししましたが適わず、附帯決議で確保した経緯があります。）